

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第115条の5第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和3年1月25日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称	医療法人社団にしのか	
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護	
事業所	名称	にしのかショートステイ
	所在地	小矢部市本町6番30号
	介護保険事業所番号	1670900222
廃止の届出を受理した年月日	令和3年1月7日	

富山県告示第35号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年1月25日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 井波城端線	南砺市北野2442番から 南砺市北野2016番2まで	令和3年1月25日	砺波土木センター
県道 長楽寺福光線	南砺市荒木599番3から 南砺市荒木3003番2まで	令和3年1月25日	砺波土木センター